

宗像市長 伊豆 美沙子 様
(子ども育成課幼児施設支援係)

令和2年10月8日
社会福祉法人 清和会
理事長 清原由鶴乎



特別指導監査結果指摘事項改善報告書

1 保育内容について

指摘を受けた事項を真摯に受け止め、改善致します。

諸法規そして保育所保育指針にもとづいた保育を実現するため、園及び職員の意識と専門的知識を高めることを目的とした研修等を継続して実施し、第三者評価を受けるなどして保育の質の向上を図ります。

2 組織としての自己評価による保育の質の改善について

(1) 職員の研修

継続して各分野の専門講師による研修を実施します。

次回予定は10月24日です。

(2) 職員間の意思疎通及び意見交換

① 各年齢の子ども達の様子や保護者への支援状況など、職員が互いに情報の共有を行い、問題点や対応について意見交換を行う場として、毎週末に全クラスの責任者が出席する会議を実施しています。

② 定期的に職員全員での会議を実施し、(1)の会議で共有した内容を全職員でさらに共有し相互に研鑽を積む場としています。

③ ①及び②とは別に、園に対し、職員が個別に気づいたこと等を報告相談できる仕組みを設けています。

(3) カリキュラムの見直し

課内活動(体操・音楽・ダンス・英語等)の保育内容については、子どもの個性や能力に応じて楽しんでできる内容とし、心と体の健康に配慮した活動を行っています。

給食については、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合うこどもに成長していけるよう、配慮しています。体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、栄養士の専門的知識を生かし、嘱託医の意見の協力と指示のもと適切に対応しています。

- (4) 今年度中に、保育や組織の運営等に専門性を有する評価機関の評価者が行う第三者評価を受け、改善の取り組みを確実なものに致します。

3 苦情解決について

福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日障第452条・社援第1352号・老発第514号、児発第575号)にもとづいた

苦情解決の手順を定め、保護者の皆様からの苦情等について真摯に対応し、記録に残すことと致します。また、今後、第三者委員に弁護士等の専門職を選任する予定です。

苦情解決制度については、「入園のご案内」・「ホームページ」・「園内の掲示」にも記載しているとおりです。